	［略］		
［略］		［略］	［略］

［備考　略］

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第六条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附　則 ［1～7　略］ 8　当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** ［1～7　同上］ 8　［同上］

［略］	［略］	［略］
第五条第一項第一号	算定対象原価	平成十八年四月一日以降ＩＰ電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「ＩＰ電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
	［略］	［略］

［9・10　略］

別表第11（第25条関係）

電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
１　固定電話番号	ＡＢＣＤＥＦＧＨＪ
２　付加的役務電話番号	ＡＢ０ＤＥＦＧＨＪ又はＡＢ０ＤＥＦＧＨＪＫ
３　音声伝送携帯電話番号	７０ＣＤＥＦＧＨＪＫ、８０ＣＤＥＦＧＨＪＫ又は９０ＣＤＥＦＧＨＪＫ
４　無線呼出番号	２０４ＤＥＦＧＨＪＫ
５　特定ＩＰ電話番号	５０ＣＤＥＦＧＨＪＫ
６　ＦＭＣ電話番号	６００ＤＥＦＧＨＪＫ

［同上］	［同上］	［同上］
第五条第一項第一号	算定対象原価	平成十八年四月一日以降ＩＰ電話（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。以下「ＩＰ電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
	［同上］	［同上］

［9・10　同上］

別表第11（第25条関係）

電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
１　電気通信番号規則第５条第１項に規定する電気通信番号	00Ｘ$_1$Ｘ$_2$又は002Ｙ$_1$Ｙ$_2$
２　電気通信番号規則第５条第２項に規定する電気通信番号	0091Ｎ$_1$Ｎ$_2$
３　電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号	ＡＢＣＤＥＦＧＨＪ
４　電気通信番号規則第９条第１項第２号に規定する電気通信番号	91ＣＤＥから始まる13けたを超えない十進数字